

宇都宮市における特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準について

令和7年8月1日改定
保健福祉部保健福祉総務課

特定事業所集中減算の適用対象外となる「正当な理由」については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）第3の13」において例示されているところであるが、実際の判断に当たっては地域的な事情等を含め、総合的に勘案して判断する必要があることから、本市では次のとおり「正当な理由」の判断基準を定めるものとする。

記

1 「正当な理由」の判断基準

次の各号のいずれかに該当し、かつ、特定事業所集中減算報告書を指定の期日までに宇都宮市に提出した場合、減算を適用しないものとする。

- (1) 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である場合
- (2) 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合

【例】

訪問介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置付けられた計画件数が1月当たり平均20件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置付けた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。

- (3) サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合

【例】

利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

(4) その他正当な理由と市長が認めた場合

※ 理由として認められないもの

【例】

- ・ 利用者の意向 ((3)に該当するものを除く)
- ・ 新規利用者がいないため、新たな事業所を位置付けられず、集中した状況を解消できない場合
- ・ 土日祝日に営業している
- ・ 栄養士による療養食の提供がある
- ・ 特定事業所加算やサービス提供体制強化加算を算定している